

第2期江東区地域福祉計画（素案）に寄せられた意見（要旨）と区の考え方

番号	意見（要旨）	区の考え方
第3章 計画推進の方向性		
1	<p>基本理念の継承と深化について、「一人ひとりの尊厳が守られ、地域でともに支えあい、誰もが笑顔で安全に暮らせるまち」という理念は、地域福祉の根幹を成すものであり、今後も継続して追求すべき価値である。</p> <p>特に、制度の狭間にある人々への支援を重層的に行う姿勢は、包括性と公平性の観点から重要である。</p>	<p>本計画の基本理念は第1期計画を継承することとし、区民や関係団体等と力を合わせて地域福祉を着実に進めていきます。</p> <p>また、重層的支援体制整備事業を新たに実施することで、包括的な支援体制の充実に取り組みます。</p>
第4章 施策の推進		
2	<p>孤独・孤立対策を「施策を横断する取り組み」として位置づけた点は、社会的孤立が多様な分野に影響を及ぼすことを踏まえた適切な判断である。ただし、若年層や働き盛り世代へのアプローチがやや弱く感じられるため、SNSやデジタルツールを活用した情報発信や相談支援の強化を望む。</p>	<p>区民アンケート等で得られた孤独・孤立に関するデータ等を踏まえながら、「江東区孤独・孤立対策連携会議」で多様な世代への施策展開の必要性などについて検討していきます。あわせて、SNS等の各種媒体を活用した情報発信を充実するなど、デジタル技術を活用し利便性の向上を図ります。</p>
3	<p>デジタルデバйд対策について、高齢者や障害者など、ICT活用が困難な層への支援は、情報格差の解消に直結する。AIチャットボットや来庁予約システムの導入は前向きな施策だが、利用者の声を反映した操作性の改善や、対面支援との併用による柔軟な対応が求められる。</p>	<p>ICTツールの導入にあたっては、ユニバーサルデザインやUI/UX向上を図り、誰もが使いやすい環境整備を進めるとともに、利用者アンケート等を通じて順次改善を図っていきます。また、DX人材の育成等により窓口等での支援体制も充実させていきます。</p>
4	<p>地域と行政の連携強化において、中間支援組織の設置や地域福祉コーディネーターの拡充は、地域活動の活性化に寄与する施策である。今後は、企業や大学との連携をさらに深め、地域課題の解決に向けた多様な主体の参画を促進してほしい。</p>	<p>中間支援組織（江東区ボランティア・地域貢献活動センター）では、地域貢献活動団体の交流の場となるよう、団体向けのセミナーや区内企業等の社会貢献ネットワーク「こらぼら」、学生ボランティア相談などを通じ、参加者同士がつながる機会を作っています。</p> <p>地域福祉コーディネーターの拡充については、職員のスキルアップも含め社会福祉協議会とも協議しながら進めていきます。</p> <p>今後も多様な主体の参画により地域課題を解決していけるよう、地域貢献活動団体、行政、企業、学校などの連携の促進を進めていきます。</p>
5	<p>若者・子育て世帯への支援について、ヤングケアラーやひきこもり、不登校など、若者特有の課題への対応が計画に盛り込まれている点は評価できる。今後は、当事者の声を反映した施策設計や、学校・家庭・地域が連携した支援体制の構築が重要である。</p>	<p>いただいた意見を踏まえ、情報共有や施策検討を進めるなど、支援体制を整備するとともに、それぞれの課題解決に向けて、関係機関による連携を図っていきます。</p>

番号	意見（要旨）	区の考え方
6	地域における児童の放課後支援について、来年度からこどもをきッズクラブに預けたいと思っていたところ、江東区のきッズクラブは有料で、月々5,000円+おやつ代がかかることが分かった。他自治体では、学童保育自体無料でおやつ代のみかかるところや、2,000～3,000円のところもある。学童が小学校3年生まで利用できることは非常にありがたいことだが、費用の部分で働く親が余計に厳しい状況になるということもあり、いきなり無料に、ということではなくても、ぜひ費用の軽減や減額も検討してほしい。	江東きッズクラブB登録（学童クラブ）の利用料については、運営に必要な経費等をもとに令和2年度の改定により現在の利用料となっています。近年の物価・人件費の上昇に伴い、運営に必要な経費も上昇しているため、現在利用料の減額は検討しておりません。なお、江東きッズクラブA登録（放課後子ども教室）については、利用料年額500円と保険料年額500円で利用できます。
7	認知症になりかけている、またはなってしまった人は街で見かけない。北砂五丁目団地の高齢者カフェのような居場所を作れる場所を増やしてもらいたい。	チームオレンジや本人ミーティング・家族ミーティングなど、認知症のある方やそのご家族が安心して交流できる場づくりを進めるとともに、誰もが望む居場所で過ごし続けられるよう、認知症に関する正しい知識や偏見のない対応の大切さを伝える取組も継続します。
8	こども食堂などこどもの避難先が少ない（そもそもどこにあるか分からない）。また、こども食堂が江東区にもあることは知っているが、開催日が非常に少ないと思う。	こども食堂は、孤食の解消やこどもの居場所づくり、地域の助け合いなど、こどもを見守る環境整備を目的として地域のボランティアが中心となって開催しています。開催日数は、月に1回、週に1回など食堂ごとに異なりますが、令和7年12月1日現在42の食堂が活動をしており、ホームページや食堂まっぷを作成し周知を図っています。区では、引き続き、こども食堂が継続して活動できるように支援し、食堂開催場所等の周知についても強化を図っていきます。
9	外国人が増えているが日本人との文化の差を感じる。各国の人が集まるイベント（運動したり、ご飯食べあったり、各国の文化の違いを面白く知れる）を開催して、文化交流の場を設けてはどうか。	区では、国際交流イベントとして、区民まつりで「国際交流友好の広場」を、総合区民センターで「国際交流のつどい」を開催し、交流の場を設けています。今後も、こうした取組に加え、新たなイベントの企画も検討しながら、文化交流の機会の創出に努めていきます。
10	発達障害者・精神障害者を受け入れ永住できるグループホームを豊洲に開設してほしい。	現在、豊洲地区に発達障害者・精神障害者のグループホームを整備する計画はございませんが、区では、精神障害者のグループホームの開設準備経費を補助するなど、引き続き、民間事業者による新たなグループホームの整備促進を図っていきます。
11	発達障害者・精神障害者の人生を全面的にバックアップする福祉制度を導入してほしい。	発達障害者・精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、関係機関と連携して地域包括ケアシステムを構築し、各種施策を実施しています。

番号	意見（要旨）	区の考え方
12	豊洲に障害者専用施設を開設してほしい。	これまでに豊洲などの南部地区においては豊洲シビックセンターや有明子ども家庭支援センター等の施設を必要に応じて整備してきました。今後の開発の動向や人口動態を踏まえながら、公共施設整備の必要性について検討していきます。
13	精神障害者福祉手帳の更新にかかる診断書代金の助成を行っている自治体があるが、江東区も導入してほしい。	導入にあたっては、新たな財政負担が発生することから、他の喫緊の課題に対する取組等を踏まえて慎重に検討していく必要があるため、現時点では導入の予定はありません。
14	障害者がある家庭への無料給食サービスを導入してほしい。	本区では、少子化対策や子育て支援策の一環として、区立小学校・中学校・義務教育学校の給食費を無償化し、また、区内の都立特別支援学校に通う生徒についても、同等に支援をしております。なお、障害のある児童・生徒が通学していないご家庭に対するサービス導入は、障害者手帳による各種手当・助成制度、日常生活用具や住宅設備改善への助成など既存制度との整合性、対象範囲や方法等、区民サービスの公平性・持続可能性を確保する観点から検討が必要であると考えます。
15	社会福祉協議会が実施している歳末たすけあいお見舞品の配布対象者に、障害者手帳を持っている人を再び加えてほしい。	これまで要介護者、障害者、ひとり親世帯のうち、希望する方へお見舞品を配付してきましたが、募金額の減少と対象者数の増加、物価・輸送費の高騰などにより、令和5年度から配付対象者を変更しました。必要とする方に公平に配付することができるよう、福祉事務所の生活支援相談窓口で相談している世帯を配付対象者としています。
16	豊洲に発達障害者、精神障害者を受け入れる児童精神科病院を開設してほしい。	開設にあたっては、新たな財政負担が発生することから、他の喫緊の課題に対する取組等を踏まえて慎重に検討していく必要があるため、現時点では開設の予定はありません。
17	社会福祉協議会のサービス拠点を豊洲に設置してほしい。	令和11年度に区立ひばり幼稚園跡地（東雲2丁目）を活用し、社会福祉協議会の地域拠点「サテライト臨海部」を整備する予定です。 本施設を拠点に、臨海部の各エリアを社会福祉協議会の職員が訪問します。

番号	意見（要旨）	区の考え方
18	豊洲に障害者福祉センターを開設してほしい。	これまでに豊洲などの南部地区においては、豊洲シビックセンターや有明子ども家庭支援センター等の施設を必要に応じて整備してまいりました。 現計画では、障害者福祉センター等の新たな整備予定はございませんが、今後の開発の動向や人口動態を踏まえながら、公共施設整備の必要性について検討していきます。
19	豊洲に障害者スポーツ施設を開設してほしい。	施設設置は年月のかかることではありますが、まずは様々なスポーツ施設において障害者スポーツの充実に努めていきます。
20	発達障害者、精神障害者が永住、労働できる施設を区内に開設してほしい。	区では、精神障害者のグループホームの開設準備経費を補助するなど、民間事業者による新たなグループホームの整備促進を図っています。 また、就労継続B型作業所などの通所施設の拡充については、区内の利用状況を見極めながらその必要性について検討していきます。
21	家庭内で暴れる発達障害者、精神障害者に苦悩している家庭を全面的にバックアップする手厚い制度を導入してほしい。	発達障害者・精神障害者が地域の一員として安心して暮らせるよう、関係機関と連携して地域包括ケアシステムを構築し、各種施策を実施しています。
22	家庭内で暴れる精神障害者、発達障害者への24時間体制での迅速な対処を区保健所などで実施してほしい。	自傷他害の恐れのある場合は、23条通報による措置入院制度で対応しています。
23	児童発達支援センターの療育はほとんど役に立っていない感じがする。発達障害者への障害を通じた手厚い実効性のある療育、ケア、全面的なバックアップを講じてほしい。	こども発達センターでは、個々の特性に応じた療育を実施しており、障害の特性や個人差によって効果の現れ方は様々ですが、療育の効果を実感している保護者の声もいただいています。 発達障害者への全面的なバックアップについては、発達障害者や精神障害者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携し、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、必要な施策を総合的に展開しています。
24	発達障害者、精神障害者のいる家庭のレスパイト入院制度を区として行ってほしい。	精神障害者のレスパイト入院については、ごく少数の医療機関で行われており、区の制度として実施していないのが現状です。 今後、区として精神障害者レスパイト入院制度について、どこまで関与できるか等他自治体の状況も踏まえながら研究していきます。
25	品川区では生活保護課委託事業の生活困窮者の支援や、生活保護世帯で18歳未満の子どもがいるひとり親世帯の家庭訪問、就労支援、不登校の子どもの居場所づくり、子育てが苦手な母親、父親の支援等が行われているが、江東区にもそのような事業があると良い。	生活困窮者に対して自立に関する相談や就労、家計改善に向けた支援を行っています。また、生活保護・生活困窮世帯のこどもに学習支援と居場所の創出のため、まなび塾の実施や生活・教育の課題に助言・情報提供を行うまなび支援員を配置しています。引き続き、他自治体の取組を参考にして貧困の連鎖を防止するための支援に取り組んでいきます。

番号	意見（要旨）	区の考え方
26	<p>施策4「権利擁護の推進」の取組方針4-1では、主な取組として「子どもの権利条例の周知」が掲げられているが、単なる情報提供や啓発活動にとどめず、次の取組を進めてほしい。</p> <p>(1)各種行政施策の策定・運用において、条例の理念を具体的に反映させること。</p> <p>(2)支援学級や特別支援教育の分野でも、子どもの最善の利益と公平性が確保されているかを点検する仕組みを設けること。</p>	<p>(1)条例内でも本条例の基本理念をもとに計画を作り、施策を進めていくことを記載しており、令和7年に策定した「こども計画」においても反映させています。</p> <p>(2)こどもの最善の利益が尊重されるよう、特別な支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育支援体制を引き続き推進していきます。</p>
27	<p>江東区では老人の介護施設は増加しているようだが、障害者が入所して安心して生活が送れる施設や場所は全く足りていないと感じており、親亡き後の生活支援が必要である。</p> <p>江東区のスタートアップと連携して新しい事業を進めてほしい。区の財源のほか、クラウドファンディングや寄附などを募ってはどうか。</p> <p>都有地や老朽化した集合住宅などを利用し、社員寮のようなシェアハウスで多世代がいっしょに入居して助け合う場所があったらと色々考え悩んでいる。</p>	<p>区では、障害者が安心して生活が送れるようグループホームの運営を支援するとともに、新たなグループホームの整備の促進を図っています。</p> <p>引き続き、親亡き後も地域で安心して暮らせる福祉サービスの充実に向けた取組について、様々な観点から検討していきます。</p>
第5章 計画の推進体制と進行管理		
28	<p>策定会議では短い発言でも構わないので、福祉課以外の関係各課がどの視点で計画に関わり、どのような課題認識を持っているのかを、公の場で示してほしい。</p> <p>部署間連携は地域福祉の要となるため、各課の立場からの意見表明や議論を計画に反映し、連携のプロセスを区民にも可視化してほしい。</p>	<p>第2期江東区地域福祉計画（素案）の策定にあたっては、庁内関係部・課で構成する江東区地域福祉計画庁内推進委員会（行政）において各部・課の意見を聴取・反映した内容を、江東区地域福祉計画推進会議（外部委員）で協議しているため、関係各課の意見も反映された内容となっています。引き続き対話と連携を行いながら、地域福祉計画の着実な推進を図ります。</p>
29	<p>以下のような福祉職員に届く計画の周知強化策を検討してほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所への出張説明・出張相談の実施</li> <li>・現場職員からのヒアリングや意見交換会の継続的な開催</li> <li>・計画実行段階での「福祉職員向け説明会」の開催</li> </ul>	<p>地域福祉計画の推進にあたっては、様々な機会を捉えて計画の周知を図るとともに、民間事業所等との連携・協働を進めます。また、重層的支援整備体制整備事業の実施に向けては、民間を含めた福祉関係の職員へのヒアリングや説明を丁寧に行っていく考えです。</p>